

審議会等議事概要

令和5年度 第2回滝川市いじめ防止専門委員会 議事概要

日 時	令和6年2月27日（火）15：27～17：16
開催場所	滝川市役所 7階 701会議室
出席者	委 員：百々尚美会長、寺崎真一郎委員、高嶋弘美委員 事務局：田中教育長、諏佐部長、福田指導参事、佐藤課長、青木課長補佐、小西主査、関主事、大西主事
議 事	1 開 会 進行：佐藤課長 2 会長挨拶 百々尚美会長 3 議 題 (1) 報 告 i いじめアンケート調査（2回目）の結果概要について i について、小西主査より報告 質疑応答 委員) ・近年、小学校低学年において、乱暴な発言を伴ういじめ事案が毎年多く見受けられます。この原因の一つとして、小学校低学年の児童はコミュニケーション能力や相手を思いやる気持ちがまだ十分に発達していないことが挙げられます。しかし、小学校高学年への進級に伴い、このようないじめ事案は減少傾向にあります。これは、教員の指導が児童に浸透し、他人へ配慮する意識が徐々に育ち、適切なコミュニケーションを取れるように成長していると考えられます。 委員) ・いじめの把握の為のアンケート調査における「学校から『子ども相談支援センター電話相談紹介カード』などが配られています、そのカードを知っていますか。」という質問について、「知らない」と回答する児童生徒数が一定数いると感じました。様々な相談方法があることの周知を今以上に行う必要があると思います。 いじめの認知件数が、いじめの積極的認知に取り組んだことによって3倍に増加していますが、これは悪いことではないと思います。しかし、認知事案が増えたことで、教員の対応が増えることが予想されます。教員の業務のサポートが必要になると思いますが、サポートの方法についてどのように考えていますでしょうか。

事務局)

- ・いじめの相談先の周知について、小学1年生及び中学1年生に対し、4月にいじめ防止基本方針リーフレット及びいじめ相談カードを配付しております。各学校の教室等には、いじめ相談カードと同様の内容が記載されているポスターを掲示しております。しかし、いじめの把握の為のアンケート調査の結果、リーフレット及びカードの配付から時間が経過すると、いじめ相談先の認識が薄れてしまうことが分かりました。この認識の薄れを今後の課題として、いじめの相談先の周知に努めて参ります。いじめの積極的認知により教員の対応が増えることについては、特に注視して対応すべきいじめ案件を見極め、学校と連携しながら対応して参ります。

委員)

- ・いじめ事案が発生してから対応するだけでは不十分だと考えます。教育委員会と学校間で情報共有を図りながら教育委員会職員が学校を巡回し、いじめの発生の事前防止に努めることも重要です。予算の都合もあり難しいとは思いますが、いじめ事案の早期対応や教員の負担軽減に向けて、様々な人材を活用すべきだと思います。

事務局)

- ・スクールソーシャルワーカーが学校を巡回しながら、不登校傾向にある児童生徒への対応を行っています。対応している児童生徒の状況について、ケース会議にも参加するなどし、教育委員会と学校で情報共有を図っております。これは、いじめ問題に対する巡回とは厳密には言えませんが、学校現場の状況を把握できるように努めております。

委員)

- ・「いじめは許されないことだと思う」という質問に対し「そう思う」と回答した児童生徒の割合が、滝川市全体では100%に達していないので、いじめは良くないことを児童生徒に更に伝える必要があると感じました。

委員)

- ・各家庭の考え方の影響もあり、全ての児童生徒が「いじめられる方が悪いのではなくいじめという行為をすることが悪い」と考えるようになることは難しいと感じています。保護者会などを通じて、いじめ防止について発信することが大事だと思います。

事務局)

- ・参観日やPTA、コミュニティスクールなど、地域と一体となって活動する機会が新型コロナウイルス感染症の影響により減っておりました。ですが、ここ数年でそのような活動の機会が再び増えてきています。地域の方と直接触れ合うことのできる機会を活用し、いじめ防止について伝えて参ります。また、滝川市子どものいじめ防止基本方針の改定についても伝えたいと考えております。

ii いじめ防止基本方針の改定について

ii について、小西主査より報告

(2) 協 議

i いじめ認知状況について

i について、小西主査より説明

質疑応答等

委員)

- ・被害児童からの訴えを、医療的な知識を持ったスクールカウンセラーが聞き取ること
も必要だと考えます。話を聞きながら、児童生徒が感じている不安やその原因を正確
に読み取るべきです。中学校卒業時にも人間関係に不安を持っている生徒もいると思
います。そのような生徒については、中学校と高等学校の間で生徒の情報を共有する
必要があると思います。

委員)

- ・今回取り扱っているいじめ事案の中には、教員のみで対応できる範囲を超えている事
案があるように感じます。心療内科等の医療機関と連絡を取ることができるスクール
カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、医療機関に生徒の状況を伝える
ことも必要だと考えます。

委員)

- ・小学校低学年の児童が遊びの中で暴力を振るった件について、担任の教員の対応がと
ても良いと感じました。教室内でのルール作りを再度徹底したことや、ルールが定着
するまでの間は複数の職員で見守りを行っていたことが、素晴らしいと感じました。
暴力が起きた際に、周りの児童が制止できたことについても良かったと感じます。

委員)

- ・暴力によって怪我を負うことや、命を奪われる事態が起きてしまうことは重大なこと
です。児童がそのことに気が付いており、本当に良かったと思います。

委員)

- ・複数の児童に嫌な思いをさせている児童に対しては、個別の支援が必要です。特別な
支援を必要とする児童には、落ち着くことができる環境を整えることも重要です。ス
クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、通常学級での学習参加
や教室内での活動を支援するための方法を検討する必要があります。

